

災害時相互応援に関連する広域的な協定等の締結状況

平成25年2月
首都圏広域地方計画協議会

災害時相互応援に関連する広域的な協定等の締結状況

1. 目的

- ・ 構成機関が締結している災害時相互応援に関連する広域的な協定(以下「協定」という)等の締結状況の把握
- ・ 「首都圏広域地方計画の総点検結果について(中間とりまとめ)」にまとめた「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題(以下、「22課題」という)」との関係を整理し、新規協定締結や既存協定の拡充等の検討の基礎資料とするものである。

2. 対象となる協定

都県、政令市が締結している地震災害、津波災害の協定等のうち下記の条件を満たすもの
条件①: 都県の場合は県外、政令市の場合は市外の自治体と締結している協定等
条件②: 各構成機関外に本社、または支店を有する民間等と締結している協定等

3. 締結されている協定(H24. 9. 12現在)

○協定の総数は 827件 (内訳は以下の通り)

a. 「官のみ」と締結している協定:

125件(15.1%)

- | | |
|------------------------|----------------|
| ・ 都道府県と締結している包括的協定 20件 | ・ 消防関連の協定 43件 |
| ・ 市町村と締結している包括的協定 24件 | ・ 情報共有関連の協定 8件 |
| ・ 上下水道関連の協定 19件 | ・ その他 11件 |

b. 「民のみ」と締結している協定:

698件(84.4%)

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ・ 民間と締結している包括的協定 11件 | ・ 情報提供に関する協定 66件 |
| ・ 災害時帰宅支援ステーションに関する協定 66件 | ・ 遺体の処理等に関する協定 27件 |
| ・ 物流・物資に関する協定 346件 | ・ 被災者の住宅確保に関する協定 19件(※2) |
| ・ インフラ整備に関する協定 69件(※1) | ・ その他 68件 |
| ・ 道路啓開に関する協定 26件 | |
- ※1: 道路啓開に関する協定は除く ※2(応急仮設住宅、民間賃貸住宅借り上げ、相談窓口設置)

c. 「官及び民」と締結している協定:

4件(0.5%)

- ・ 茨城県、栃木県及び群馬県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定[茨城県、栃木県、群馬県、国立病院機構水戸医療センター等]
- ・ 東京湾アクアラインの消防活動対策に関する協定[川崎市、木更津市、(財)川崎市消防防災指導公社]
- ・ 下水道事業における災害時支援に関するルール[関東地整、日本下水道事業団、都道府県、ブロック内の大都市ほか]
- ・ 全国食肉市場長連絡協議会関東ブロック及び東北関東ブロック非常災害発生時の相互協力協定[各ブロック加盟市場]

* 構成機関が締結している災害時相互応援に関連する協定のうち広域的な協定のみを抽出し、とりまとめたものである。

広域的な協定等の締結状況① 22課題との整理

- ・ **22課題(*)のうち、インフラ整備が対応方針となる課題(No. 12, 13, 14, 18, 20)を除き、協定が締結されている。**(*)「首都圏広域地方計画の総点検結果について(中間とりまとめ)」にまとめた「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題」

表 各構成機関の既存協定の22課題への対応状況
(広域首都圏全体)

課題 No.	首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題	協定締結 状況
1	自治体間、官民間の支援協定等の促進	◎
2	個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルール確立・周知	
3	首都圏外からの支援受け入れ体制(受援体制)の検討	
4	災害時広域医療体制の整備	◎
5	帰宅困難者対策	○
6	広域避難計画、支援体制の確立	◎
7	応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携体制の構築	◎
8	空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議	
9	災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に関する国への要請	◎
10	災害廃棄物の広域処理	◎
11	震災復興、緊急援助等に係る人的支援	◎
12	災害時の交通手段の代替性確保	
13	災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保	
14	道路ネットワークの代替性・多重性確保	
15	道路啓開作業における官民連携	○
16	帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築	○
17	津波対策の検討・実施	◎
18	災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立	
19	民間のノウハウを活用した支援物資物流	◎
20	災害に強い物流システム(ネットワークと拠点)の構築	
21	都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策	◎
22	地域間交流による人や地域の絆づくり	○

凡例 ◎ : 全ての都県・政令市で協定が締結されている課題
 ※津波に関する課題(No. 17・21)は、沿岸部の構成機関で整理
 ○ : 1つ以上の都県・政令市で協定が締結されている課題

◆ 課題に対する先行的な取組事例

【課題1～3・4・6・9・11・17・19・21】

協定名: 災害時等の応援に関する協定書

締結者: 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

概要: 災害時等において、被災県市等では被災者等の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めたもの。

【課題1～3・4・11・17・21】

協定名: 茨城県、栃木県及び群馬県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定

締結者: 茨城県・栃木県・群馬県・国立病院機構水戸医療センター・水戸済生会総合病院・獨協医科大学病院・前橋赤十字病院

概要: 広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るため、3県が運用するドクターヘリの相互利用に関し、必要な事項を定めたもの。

【課題1～3・5・16】

協定名: 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

締結者: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市とコンビニエンスストア等

概要: 地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合の帰宅困難者の支援を行うために必要な事項を定めたもの。

【課題1～3】

協定名: 災害時の大型ヘリポート(自衛隊)使用に関する覚書

締結者: 相模原市・帝京大学

概要: 災害時に大型ヘリポート(自衛隊用)及び野営地として帝京大学薬学部のグラウンドの災害対策のための使用について定めたもの。

【課題1～3・6・7～8】

協定名: 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

締結者: 埼玉県・一般社団法人全国木造建設事業協会

概要: 埼玉県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設木造住宅の建設に関して、埼玉県が協力を求めるに当たって必要な事項を定めたもの。

広域的な協定等の締結状況① 22課題との整理

(つづき)

【課題1～3・6・7～8】

協定名：震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定
締結者：埼玉県・社団法人全国賃貸住宅経営協会
概要：震災で住家を滅失した被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的な事項を定めたもの。

【課題1～3・6・9・19】

協定名：災害時における飲料供給に関する協定書
締結者：山梨県・サントリーフーズ株式会社
概要：山梨県において災害が発生した場合における、飲料供給の協力について定めたもの。

【課題1～3・10】

協定名：地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
締結者：千葉県・社団法人千葉県産業廃棄物協会、横浜市・社団法人神奈川県産業廃棄物協会、川崎市・社団法人神奈川県産業廃棄物協会、相模原市・神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会または社団法人神奈川県産業廃棄物協会
概要：地震等の大規模災害が発生し、個々の市町村では対応が困難な場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、協力を求めるに当たって必要な事項を定めたもの。

【課題1～3・11】

協定名：災害又は事故における静岡県管理橋梁等の応急対策業務に関する協定書
締結者：静岡県・社団法人日本橋梁建設協会、静岡県・社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会
概要：橋梁の機能の確保又は回復を図り、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するための、橋梁の被災状況調査及び災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策の実施に関して定めたもの。

【課題1～3・4】

協定名：災害救助犬の出動に関する協定書
締結者：福島県・社団法人ジャパンケネルクラブ、さいたま市・社団法人ジャパンケネルクラブ
概要：地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し定めたもの。

【課題1～3・11】

協定名：災害時における応急対策業務に関する協定
締結者：福島県・(国土交通省東北地方整備局)・社団法人日本土木工業協会東北支部
概要：管理若しくは工事中の施設が災害等により被災したときに、締結先が実施する業務を定め、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期するもの。

【課題1～3・11・15・17・21】

協定名：大規模地震時における道路啓開及び応急対策の支援活動の協力に関する協定
締結者：横浜市・(株)大林組東京本店土木事業部 ほか
概要：大規模地震時等を行う道路啓開及び応急対策の支援活動の協力に関し、手続き等について定めたもの。

【課題1～3・6・16・17・21】

協定名：災害発生時における情報発信に関する協定
締結者：神奈川県・ヤフー株式会社
概要：災害に備え、県民に対して必要な情報を迅速に提供することを通じ災害被害の軽減を図るため、必要な事項を定めたもの。災害時、県ホームページのアクセス負荷の軽減を目的として、県ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供する。

【課題1～3・6・9・17・19・21】

協定名：災害時における物資の輸送に関する協定
締結者：川崎市・日本通運株式会社横浜支店
概要：災害時における応急対策として、物資の輸送に関し、その要請の適正と円滑な運用を期するため、必要な事項について定めたもの。

【課題1～3・6・9・17・21・22】

協定名：防災上の連携・協力に関する協定
締結者：新潟県・山形県
概要：共通の防災上の課題に対処するとともに、相互応援の迅速かつ円滑な遂行に寄与するために、平常時における両県の連携・協力の推進に必要な基本的事項について定めたもの。

- 広域的な連携・取組が必要な課題に対する協定は概ね締結されている。
- 先行的な取組事例を参考に、新規協定締結や既存協定の拡充について検討が必要。

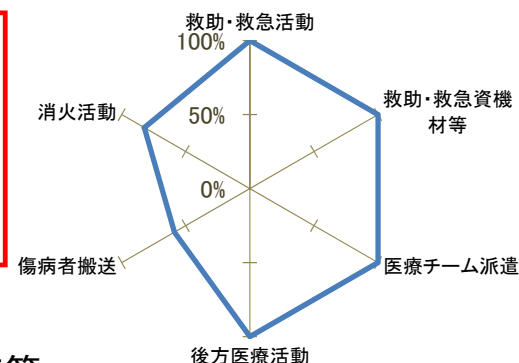
広域的な協定等の締結状況② 防災基本計画に基づく分野別整理

分野別の項目は、災害対策の根幹をなし、防災分野の最上位計画である防災基本計画に基づいて設定した。

大分類	項目No	項目名	協定を持つ都 県市数	協定を 持つ都 県市の 割合
1. 発災直後の 活動体制の確立	1-①	行政職員等の派遣	17	100%
2. 救助・救急、 医療及び消火活動	2-①	被災者の救助・救急活動の応援	17	100%
	2-②	救助・救急活動のための資機材等の調達	17	100%
	2-③	災害医療チームの派遣(心のケア含む)	17	100%
	2-④	広域的な後方医療活動	17	100%
	2-⑤	傷病者の搬送(搬送拠点の確保も含む)	10	59%
	2-⑥	消火活動の応援	14	82%
3. 緊急輸送の ための交通の確保	3-①	建設業者との応援協定に基づいた道路啓開に必要な人員、資機材等の確保	2	12%
4. 避難收容及び 情報提供活動	4-①	広域一時滞在(避難者の受け入れ)	17	100%
	4-②	応急仮設住宅の設置	17	100%
	4-③	帰宅困難者対策(滞在場所の確保等)	13	76%
	4-④	インターネット、携帯電話等を活用した情報提供	5	29%
5. 物資の調達、 供給活動	5-①	食料、飲料水、燃料等生活必需品の確保	17	100%
	5-②	食料、飲料水、燃料等生活必需品の輸送	17	100%
6. 保健衛生、防疫、 遺体の処理等に 関する活動	6-①	し尿処理、生活ゴミの収集処理	17	100%
	6-②	遺体の搬送等	17	100%

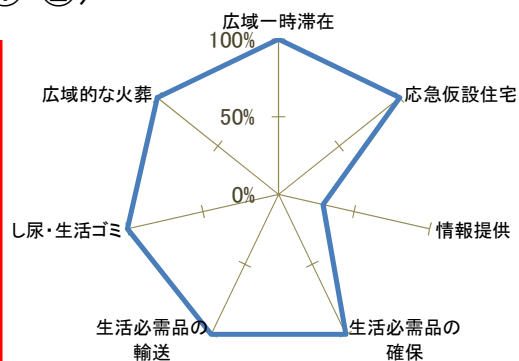
○救助・救急、医療及び消火活動(2-①～⑥)

●救助や後方医療活動など概ね協定が締結されているが、傷病者の後方搬送に関する協定締結率が低い。



○避難者への対応等 (4-①・②・④、 5-①・②、6-①・②)

●新聞社やコンビニ等を活用した情報提供の協定は締結されているが、インターネット、携帯電話等を活用した情報提供の協定締結率が低い。



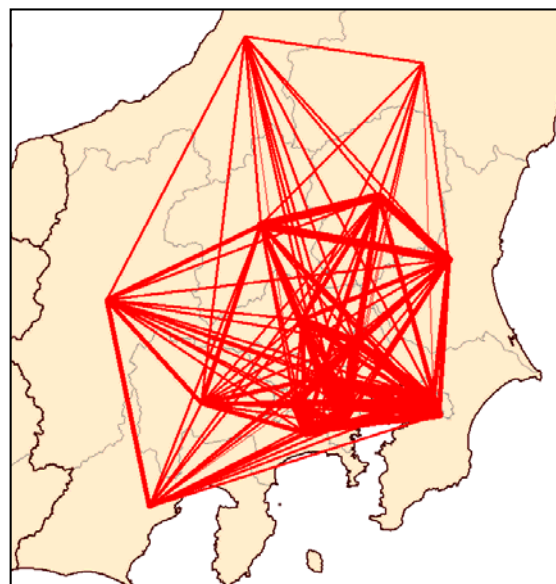
- 防災基本計画に基づいて設定した全ての項目に対する協定は締結されている。
- 今後は、整理結果に基づき、地域特性に応じ、脆弱な分野の新規協定締結や既存協定の拡充について検討が必要。
- さらに、東北圏広域地方計画協議会がまとめた東日本大震災教訓集では、「停電時における人工透析医療等特殊医療に対する協定」など、より詳細な取り決めの必要性が求められていることから、既存協定における細目協定など詳細な項目について検討が必要。

広域的な協定等の締結状況③ 協定締結先の分布状況（自治体間の協定のみ）

■各構成機関が締結している協定ののべ締結先数の構成割合

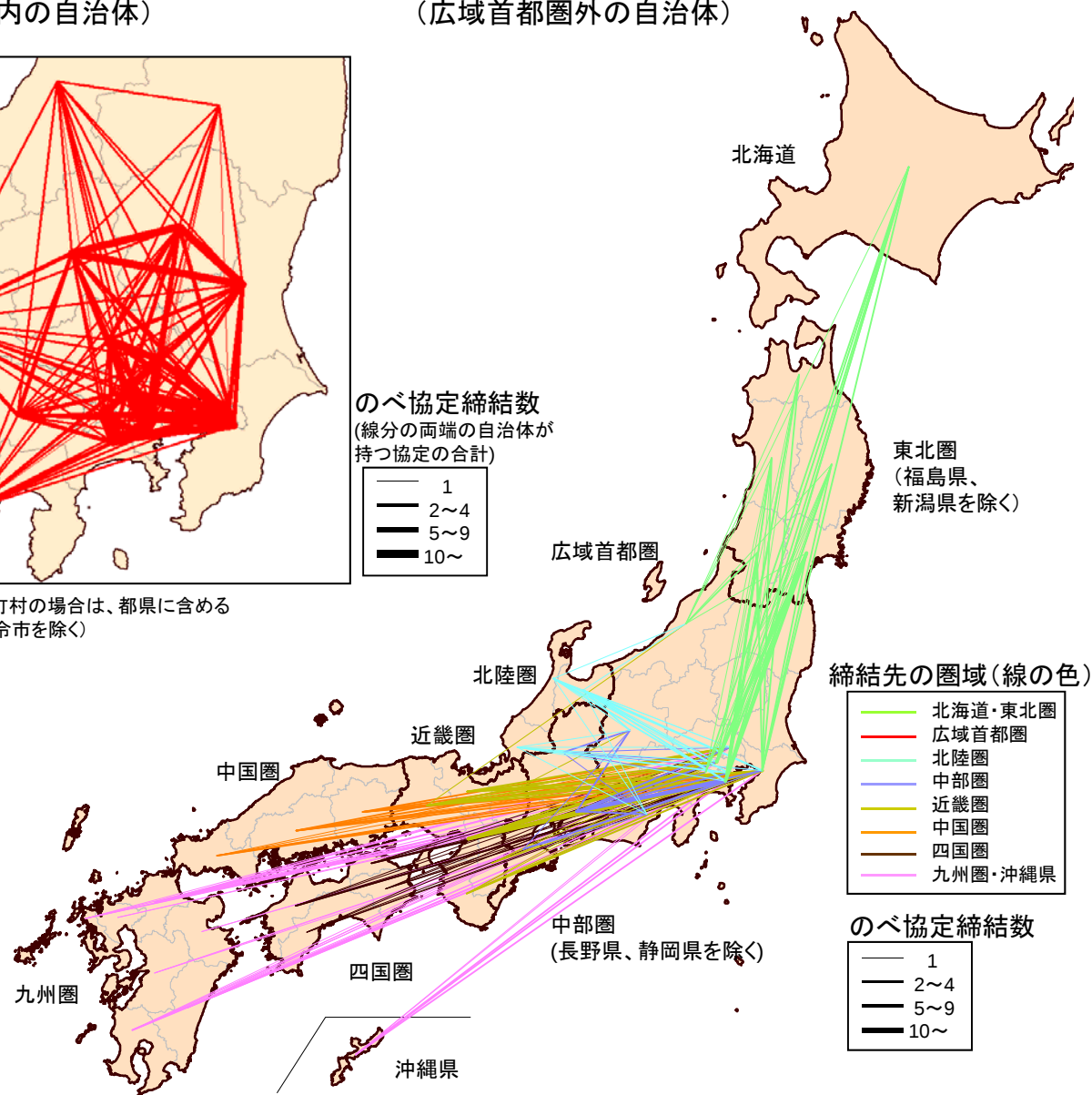
圏域名	圏域別割合
北海道	1.6%
東北圏	5.0%
広域首都圏	74.3%
北陸圏	2.3%
中部圏	2.8%
近畿圏	5.5%
中国圏	2.9%
四国圏	1.8%
九州圏	3.3%
沖縄県	0.6%
合 計	100.0%

■各構成機関の協定の締結先（広域首都圏内の自治体）



※締結先が市区町村の場合は、都県に含める
（構成機関の政令市を除く）

■各構成機関の協定の締結先（広域首都圏外の自治体）



- 広域首都圏と各圏域における自治体は、被災時における相互応援協定を締結している。
- 平成24年8月に中央防災会議から公表された南海トラフ巨大地震の被害想定も参考にしながら、相互応援協定の拡充等について検討する必要がある。

※ただし、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」（締結日平成24年5月18日）、
「下水道事業における災害時支援に関するルール」（締結日平成19年6月）は省略。

※締結先が市区町村の場合は、道府県に含める。